

令和8年度群馬県介護テクノロジー定着支援事業Q&A

本Q&Aでは、お問い合わせフォームよりいただいた主なご質問の回答を掲載します。

No	質問内容	回答
1	・セット機器のカウント方法について 導入する機器本体と付属品が、それぞれTAISに介護テクノロジーとして選定されている場合、機器ごとに上限額が適用されるか。それともセットで1台分として上限が適用されるか。	TAISに本体と付属品がそれぞれTAISに介護テクノロジーとして選定されている場合は、それぞれで上限額を適用します。
2	サービス付き高齢者住宅や有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けていない）は本補助金の対象になるか。	本補助金の対象となるのは「介護保険法に基づくサービスを提供する全ての介護事業所」ですので、ご質問の事業所は対象になりません。
3	サービス付き高齢者住宅や有料老人ホームに加え、デイサービス、訪問介護、訪問看護の介護保険事業所が併設しているが、補助金の対象になるか？	通所介護、訪問介護等の指定を受けている事業者であれば申請可能です。ただし、サービス付き高齢者住宅や有料老人ホームで使用するための機器を通所介護や訪問介護事業所分として申請することはできません。（例えば、サービス付き高齢者住宅で使用するための見守り機器を通所介護分として申請することはできません。）
4	介護ソフトが導入済みで、見守り機器を導入予定だが、Wi-Fi環境が最低限の整備にとどまっている。見守り機器とWi-Fi環境整備でパッケージ型導入支援で申請可能か。	パッケージ型導入支援については「介護ソフト」と介護ソフトと連携することで効果が高まる機器を導入する場合に申請可能です。既に介護ソフトは導入済みで、今年度導入する機器が見守り機器とWi-Fi工事のみの場合は、パッケージ型導入支援で申請は出来ません。
5	次年度の補助金の実施の有無について教えてほしい。	次年度の補助金の内容については、ご質問の内容を含めて現時点での回答は出来かねます。ご理解ください。
6	本補助金を受けるには先日のグリーンドーム前橋で行われたセミナーに参加すること以外に要件があるか。	本補助金の要件は、介サポぐんまの開催するセミナーへの参加以外に、 ・施設系サービスについては、生産性向上に関する委員会を設置すること ・居宅系サービスについては、令和8年度中にケアプランデータ連携システムの利用を開始すること。 ・SECURITYACTIONの「★一つ星」または「★★二つ星」を宣言すること が主な要件です。 なお、セミナーの参加については、厚生労働省委託事業「令和8年度 介護現場の生産性向上に関する普及加速化事業一式」（株式会社NTTデータ経営研究所受託）で実施する「生産性向上ビギナーセミナー」及び「生産性向上フォローアップセミナー（講義形式）」を受講した場合でも本要件を満たします。

No	質問内容	回答
7	見守り機器の導入に際して必要となるWi-fi環境整備などの付帯工事を別の業者に依頼しても補助金対象として問題ないか。 例えば、見守り機器を福祉機器業者、wifi工事を電気専門業者に依頼する等	ご質問の場合でも補助対象となります。
8	令和7年度介護テクノロジー定着支援事業により補助金を交付されているが、令和8年度介護テクノロジー定着支援事業補助金申請を行うことは可能か。 また、8年度も可能となった場合は補助金額、台数などは変更となるか。	昨年度事業において補助金の交付を受けた場合でも、今年度事業の申請は可能です。補助金額、台数についても、昨年度事業の影響はありません。 補助金額、台数などについてはおおむね昨年事業と変更ありませんが、詳細は、県ホームページ掲載の説明資料をご参照ください。
9	当法人が運営する全事業所でバックオフィスソフトを導入する予定だが、代表する1事業所で申請するのか。あるいは本社として申請すべきか。	本事業は法人単位で申請いただきますが、補助対象の可否は事業所単位で判定します。ですので、各事業所ごとに経費を按分いただく必要があります。本補助金の申請の際には見積書等の金額が分かるものをご提出いただきますが、その際にどの事業所でいくら分の経費になるか明確にしてください。按分方法は、各事業所のライセンス数、従業員数等合理的な按分方法としてください（按分方法は問いません）。
10	介護テクノロジー導入支援セミナーの受講を逃してしまったのですが、その場合申請はできないということか。	本補助金の交付の要件として、『「介サポぐんま」が開催するセミナーを受講すること』がありますが、5月22日に開催したセミナーに参加できなかった場合でも本補助金の申請は可能です。9月11日に本補助金の要件となる2回目のセミナーを実施予定ですので、そちらに申込のうえ受講してください。 なお、セミナーの参加については、厚生労働省委託事業「令和8年度 介護現場の生産性向上に関する普及加速化事業一式」（株式会社NTTデータ経営研究所受託）で実施する「生産性向上ビギナーセミナー」及び「生産性向上フォローアップセミナー（講義形式）」を受講した場合でも本要件を満たします。
11	同じ建物内で地域密着型特養と短期入所が閉設されているが、この場合補助金の申請は1事業所分となるのか。	申請は法人単位で行っていただきますが、補助対象の可否は事業所ごとに判定します。

No	質問内容	回答
12	申請区分ⅠTAISに掲載された介護テクノロジーについて ①介護ソフト人数区分での申請と見守り機器30万/台（2割）は同時申請可能か（連携せずテクノロジーでの申請の場合）。 ②介護ソフト人数区分での申請とインカムとはどちらか一方のみ申請・両方ともに申請は可能か。 申請区分③パッケージ型導入支援について パッケージ型導入支援は法人で1申請のみか。事業所毎での申請は可能か。 *各事業所で申請可能な内容は申請区分①～④までの中でどれか一つか。	申請区分ⅠTAISに掲載された介護テクノロジーについて ①介護ソフトと見守り機器の同時導入については、基本的にはパッケージ型導入支援による一体導入を想定しておりますので、ご質問の場合であればパッケージ型導入支援で申請してください。 ②介護ソフトとインカムの導入についても①と同様です。 申請区分③パッケージ型導入支援について 本補助金については、申請は法人単位で行っていただきますが、補助金の計算は事業所ごとに行います。申請区分については1事業所につき1区分まで申請可能です。したがって、パッケージ型導入支援についても事業所ごとで申請可能です。なお、④の業務改善支援については、①～③での導入と併せて実施することを想定するものですので、①～③と併せて申請可能です。
13	①介護テクノロジー定着支援補助金について、見守りセンサー付きベッドの導入にあたり設置組立費、送料は付帯費用としてよいか。 ②補助額についての金額について税抜き、税込みあるが、税込みの申請となった場合に仕入れ控除税額で返還するとの認識でよいか。	①差し支えありません。その際は、本体代に含めて計算してください。 ②ご認識のとおりです。
14	採択基準はあるか。	見守り機器・インカム・介護ソフトを導入する場合、優先的に採択します。なお、予算の範囲内で実施するため、採択をお約束するものではありません。
15	情報端末について、台数の制限はあるか。	補助上限額以内であれば台数の制限はありません。
16	Wi-Fi工事やパソコン、タブレット端末等のみの導入でも補助対象になるか。	Wi-Fi工事やパソコン、タブレット端末等のみの導入の場合は補助対象になりません。16分野に該当する介護テクノロジーの導入に係る付帯費用またはパッケージ型導入支援による導入の場合に限り補助対象となります。
17	介護ソフトやバックオフィスソフトを導入する際に、年契約の利用料は何年分が補助対象となるか。	年契約の利用料については、本年度に支払った金額が補助対象経費となります。 例えば、交付決定後かつ実績報告締め切りまでに5年分の利用料を支払った場合、5年分が補助対象となります。
18	ケアプランデータ連携システム連携数による5万円加算について、パッケージ型導入支援においても加算されるのか。	ケアプランデータ連携システム連携数による加算については、「TAISに掲載された介護テクノロジー」区分、「その他」区分により介護ソフトを導入する場合に加算されます。パッケージ型導入支援についてはケアプランデータ連携システム連携数による加算はありません。なお、ケアプランデータ連携システム連携数による加算は、居宅サービス事業所または居宅介護支援事業所の場合に対象となります。

No	質問内容	回答
19	他の補助金を申請している場合は介護テクノロジー定着支援事業補助金の申請は出来ないのか。	他の補助金を申請しているだけの状態であれば、本補助金の申請は可能です。 本補助金の交付要綱において「この事業に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金の交付を受けてはならない。」とされておりますので、本補助金の申請時点で既に他の補助金の交付を受けている場合は申請できません。申請時点で他の補助金の交付を受けていない場合は申請可能ですが、同じ対象経費に対して重複補助は認められませんので、本補助金交付決定後に同じ対象経費に係る部分について他の補助金の交付を受けた場合は、本補助金は対象外となります。
20	過年度に利用者定員の2割分で本補助金の交付を受けた場合、申請は可能か。	過年度の補助の有無は、今年度の補助金の申請に影響しません。ご質問の場合であっても、今年度申請について利用者定員の2割まで申請可能です。
21	ケアプランデータ連携システムにより5事業所以上とデータ連携を実施していることはどのように判断するのか。	「データ連携を実施」とは、ケアプランデータ連携システムを利用して、ケアプランの送受信を行っている（または令和8年度中に予定している）ことを指します。
22	補助要件に「ケアプランデータ連携システムの利用を開始していること」とあるがデータ連携実績がなくてもよいのか。	今年度より、データ連携の実績があることを要件とします。実績報告時に連携実績の分かる資料をご提出いただきます。
23	SECURITY ACTIONの宣言に必要な手続きや留意事項について教えてほしい。【削除】	（1）事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、「法人」ではなく便宜上「個人事業主」の区分を選択して、以下の2パターンのどちらかで申し込んでください。 ＜パターン1＞事業所or施設が所属する法人名を登録しておきたい場合 代表者名(姓)：事業所or施設が所属する法人名 代表者名(名)：事業所or施設の名称 屋号：（記入しない） ＜パターン2＞事業所or施設の代表者名を登録しておきたい場合 代表者名(姓)：事業所or施設の代表者の姓 代表者名(名)：事業所or施設の代表者の名 屋号：事業所or施設の名称 （2）SECURITY ACTION自己宣言の確証として、SECURITY ACTION申込時にメールで返送された「自己宣言IDのお知らせ」を保管しておくようにしてください。 万一、該当メールを紛失した場合は、SECURITY ACTION事務局に自己宣言IDを照会する問合せを行い、その回答メールを代替とする。 ＜参考＞SECURITY ACTION事務局への問合せ方法 SECURITY ACTIONのお問い合わせフォーム(※)で「自己宣言をしているが忘れた、自己宣言IDを忘れた」を選択し、必要事項を入力してお問い合わせする。 （※）https://info.ipa.go.jp/form/pub/inquire/sa-inq なお、自己宣言ID・登録状況の照会は自己宣言事業者（ご担当者様）ご本人より行ってください。

No	質問内容	回答
23	SECURITY ACTIONの宣言に必要な手続きや留意事項について教えてほしい。【訂正】	今年度で新規で宣言を行う場合は、以下のリンクを参照してください。 【介護テクノロジー定着支援事業・介護テクノロジー導入支援事業の補助金申請について（独立行政法人情報処理推進機構（IPA））】 https://www.ipa.go.jp/security/security-action/kaigo-tech.html なお、本補助金の申請にあたって、昨年度以前に法人単位又は事業所単位で自己宣言IDを取得している場合は、あらたに宣言を行う必要はございません。
24	ケアプランの連携に必要な費用は補助対象になるか。	導入済みソフトをケアプランデータ連携システムに対応させるための改修費等であれば、補助対象です。
25	交付決定より前に機器の発注をすることは可能か。	交付決定（10月初旬頃を予定）前に着手している事業については、本補助金を採択された場合でも補助対象外となります。（着手とは、契約や発注などの具体的な行為を開始することを指します。）
26	補助金の前払いは可能か。	本補助金では補助金の前払い（概算払い）は出来ません。補助金は実績報告締め切り（令和9年2月15日）後から年度末（令和9年3月31日）までに支払いとなります。
27	「導入支援と一体的に行う業務改善支援」区分のみの申請は可能か。	機器の導入が前提となっていますので、機器を導入しない場合は、この区分のみの申請は出来ません。
28	SECURITYACTIONの自己宣言を行う予定だが、GビズIDを取得するのに時間がかかるため事業募集締切までに宣言ができない。	ご質問の場合は、7/31締め切りの事業募集への申請の段階では、SECURITYACTIONの自己宣言をしたことが分かる資料の提出は省略いただいて差し支えありません。ただし、SECURITYACTIONの自己宣言は本補助金の要件となっておりますので、交付申請（9月中旬頃を予定）までに必ずご準備をお願いいたします。
29	SECURITYACTIONの自己宣言について、法人でGビズIDを取得の上自己宣言をしようとすると、個人事業主の区分を選択できない。個人のマイナンバーカードでGビズIDを取得して個人事業主として宣言をする必要があるのか。	令和8年7月7日付で本補助金交付要綱のSECURITYACTIONの自己宣言に関する部分について一部改正を行いました。SECURITYACTIONの自己宣言について、便宜上個人事業主として申請する取扱いとしておりましたが、こちらは不要となりました。今年度新規で自己宣言IDを取得する場合は、本Q&AのNo23をご参照ください。